

各種補助金基準表

補助金の種類	基準額の算定方法		摘要	補助金額
(1) 加配保育士等雇用促進補助金				第4条から第5条に掲げる対象事業費の実支出額と左記基準額のいずれか少ない方の額とする。
雇用費	基準単価 × 基準数値 補助単価 × 補助基準日数 (別表2のとおり) (別表2のとおり)			
正職加算 (1人目) 利用定員91人以上 利用定員90人以下	基準単価 × 基準数値 <u>235,910円/月</u> × 12月 <u>133,760円/月</u> × 12月		正職加算は、月初日に第4条に掲げる基準保育士等数を超えて正職員（雇用期間の定めのない職員。以下同様とする。）が在籍する月のみを対象とする。	
正職加算 (2人目) 利用定員91人以上 利用定員90人以下	基準単価 × 基準数値 <u>235,910円/月</u> × 12月 <u>235,910円/月</u> × 12月			
(2) 調理員パート雇用費補助金	基準単価 × 基準数値 <u>989円/時</u> × 勤務時間 × <u>292日</u>			
(3) 私保連運営費補助金	基準単価 × 基準数値 <u>225円/人</u> × 利用定員合計		左記のほかに、事務職員人件費として、5,400千円（1人分）を加算する。	左記基準額とする。
(4) 私保連等共同研修費補助金	基準単価 × 基準数値 <u>4,500円/人</u> × 職員数合計			第7条から第9条に掲げる対象事業費の実支出額と左記基準額のいずれか少ない方の額とする。
(5) 保育所等損害賠償責任保険料補助金	基準単価 × 基準数値 <u>110円/人</u> × 利用定員合計			
(6) 保育所等特殊健康診断費補助金				
食中毒糞便検査費	基準単価 × 基準数値 <u>600円/人</u> × 実施人数合計		基準単価には消費税を加え、円未満は切り捨てとする。	

注1) 表中、利用定員及び職員数とは、2・3号認定子どもの利用定員、及び2・3号認定子どもの保育に従事する正職員をいう。

注2) 利用定員及び職員数は、4月1日現在における数とし、4月2日以降に開設した保育所については、開設時における数とする。

注3) 年度の途中に開設する保育所に対する補助金額は、月割で算定するものとする。

注4) 4月2日以降において利用定員を変更した場合は、その補助金額はそれぞれの基準数値により月割で算定するものとする。

注5) 補助金額の算定の際に月割計算をする場合は、小数点以下の端数を切り捨てるものとする。

加配保育士等雇用促進補助金（雇用費）基準表

入所児童の 年齢区分	利用定員 (人)	補助基準日数 (日)	補助単価 (円)
0歳～2歳未満児	30	<u>665</u>	<u>7, 890円</u> ○雇用費 <u>7,040円</u> 国基準単価 5,960円+処遇改善費 1,070円 ○通勤費 100円 ○共済費 750円
0歳～2歳	20	<u>412</u>	
	30	<u>632</u>	
1歳10か月 ～ 5歳児	60	<u>442</u>	
	90	<u>487</u>	
	120	<u>747</u>	
	150	<u>790</u>	
3歳～5歳児	20	<u>124</u>	
0歳～5歳児	45	<u>713</u>	
	60	<u>732</u>	
	90	<u>763</u>	
	120	<u>1,024</u>	
	150	<u>1,064</u>	
	151～	<u>1,120</u>	

注1) 表中、利用定員とは、2・3号認定子どもの利用定員をいう。

注2) 定員が上記の中間に該当する場合は、直近上位の区分とする。

注3) 定員は、4月1日現在における数とし、4月2日以降に開設した保育所等については、開設時における数とする。

注4) 年度の途中に開設する保育所等に対する補助金額は、月割で算定するものとする。

注5) 4月2日以降において利用定員を変更した場合は、各月初日の利用定員より、月割で算定するものとする。

注6) 補助金額の算定の際に月割計算をする場合は、小数点以下の端数を切り捨てるものとする。

各種補助金の申請提出月、概算交付時期及び交付額

補助金の種類	申請提出期日	概算交付時期	概算交付額
(1) 加配保育士等雇用促進補助金	・ 7 月下旬	・ 9 月中旬 ・ 1 月中旬	第 1 回目: 交付決定額 の 2 / 3 第 2 回目: 交付決定額 の 1 / 3 又は変更決定 に基づく額
(2) 調理員パート雇用費補助金			
(3) 私保連運営費補助金	・ 5 月中旬	・ 6 月中旬	全額
(4) 私保連等共同研修費補助金	・ 6 月中旬	・ 7 月中旬	全額
(5) 保育所等損害賠償責任保険料 補助金	・ 別に指示する日	・ 別に指示する日	
(6) 保育所等特殊健康診断費補助金	・ 6 月下旬 (糞便) ・ 2 月下旬 (腰痛)	・ 7 月下旬 (糞便)	全額

注 1) 年度の途中に開設する保育所等はこの限りではなく、速やかに申請書を提出させるものとする。